八街市選挙管理委員会告示第３６号

本市の投票区を次のとおり分設する。

令和８年１１月１５日

八街市選挙管理委員会委員長　　篠塚　信幸

投票区名	投票区の区域
第１投票区	行政区による　一　　区の区域
第２投票区	行政区による　二　　区、　七　　区の区域
第３投票区	行政区による　三　　区の区域
第４投票区	行政区による　四　　区、五　区、ライオンズガーデン区の区域
第５投票区	行政区による　六　　区の区域
第６投票区	行政区による　大東　区の区域
第７投票区	行政区による　文違　区、喜望の杜区の区域
第８投票区	行政区による　住野区、藤の台区、八街・榎戸学園台区の区域
第９投票区	行政区による　榎戸　区、泉　　台区の区域
第１０投票区	行政区による　富山　区、大　　関区の区域
第１１投票区	行政区による　真井原区、みどり台区の区域
第１２投票区	行政区による　西林　区の区域
第１３投票区	行政区による　夕日丘区、希望ヶ丘区の区域
第１４投票区	行政区による　四木　区の区域
第１５投票区	行政区による　滝台　区の区域
第１６投票区	行政区による　山田台区の区域
第１７投票区	行政区による　沖　　区の区域
第１８投票区	行政区による　大谷流区、小谷流区、勢田区の区域
第１９投票区	行政区による　根古谷区、岡田　区、用草区の区域
第２０投票区	行政区による　東吉田区の区域
第２１投票区	行政区による　吉倉　区、砂　　区、ガーデンタウン区の区域
第２２投票区	行政区による　上砂　区の区域
第２３投票区	行政区による　朝日　区の区域